

山梨県公報

号外第六十七号の二

平成二十五年

十月九日

水曜日

目次

告示

道路の区域変更(二件)
道路の供用開始(二件)

告示

山梨県告示第三百二十八号の二

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇〇	七・〇〇	五〇・〇	一一八三・〇
		七・〇〇	七・〇〇	五〇・〇	一一八三・〇
南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇〇	六・五〇	七・〇〇	一一二〇・〇
		七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	一一二〇・〇

山梨県告示第三百二十八号の三

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇〇	七・〇〇	五〇・〇	一一八三・〇
		七・〇〇	七・〇〇	五〇・〇	一一八三・〇
南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇〇	五・〇〇	八・〇〇	一一五〇・〇
		七・〇〇	五・〇〇	八・〇〇	一一五〇・〇

山梨県告示第三百二十八号の四

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の
					期日
県道 南アルプス公園線	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町保早川左岸堤防敷地先から南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	一一二〇・〇	平成二十五年十月九日
				一一二〇・〇	平成二十五年十月九日

山梨県告示第三百二十八号の五

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 公園線	南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	一五五〇・〇	平成二十五年十月九日